

横浜市建築審査会会議録			
日時	平成29年9月15日（金）午後1時30分から午後3時まで		
開催場所	関内中央ビル「10階大会議室」		
出席者	委員	大久保 博 会長 松下 倫子 委員 三輪 律江 委員 鈴木 伸哉 委員 西本 公子 委員	
	専門調査員	出光 恭介 専門調査員	
	幹事等	幹事	奥山 環境創造局 環境管理課長 大友 建築局 都市計画課長 山口 建築局 建築企画課長 石井 建築局 建築指導課長 栢沼 都市整備局 都市交通経営担当課長（代理） 岡本 建築局 市街地建築課長
		議題提案課等	岡本 建築局 市街地建築課長 後藤 建築局 市街地建築課 建築許認可担当係長 建築局 市街地建築課 奥野
	事務局	鈴木 建築局 建築監察部長 小島 建築局 建築監察部 法務課長 村上 建築局 建築監察部 法務課 審査係長 建築局 建築監察部 法務課 石井、岡野	
欠席者	委員	金子 修司 会長職務代理者 庄司 博之 委員	
	幹事	武部 環境創造局 みどりアップ推進課担当課長 保坂 建築局 企画課長 羽太 建築局 情報相談課長 堀田 都市整備局 企画課長 梶山 都市整備局 都市デザイン室長 村上 都市整備局 都心再生課長 白井 都市整備局 みなとみらい21推進課長 足立 都市整備局 地域まちづくり課担当課長 鴫田 都市整備局 景観調整課長 小永井 消防局 指導課長	
開催形態	第1号議案、許可処分報告及びその他 公開 第2議案から第4号議案まで 非公開		

傍聴人	なし
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1号議案（建築基準法第43条第1項ただし書の同意） 準住居地域（戸塚区原宿三丁目432番の1の一部）において、一戸建て住宅を新築すること。 2 第2号議案（審査請求・28建－4号） 建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求める審査請求の申立て 3 第3号議案（審査請求・28建－5号） 建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求める審査請求の申立て 4 第4号議案（審査請求・29建－1号） 建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求める審査請求の申立て 5 建築審査会包括同意に関する許可処分報告 6 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 横浜市建築審査会傍聴規程の一部改正について (2) 会議録の確認（平成29年7月21日開催分）
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1号議案は「同意」 2 第2号議案は（非公開） 3 第3号議案は（非公開） 4 第4号議案は（非公開） 5 その他(2)は「了承」
議事	<p>※ 第2号議案から第4号議案までの審議は、「非公開」とする旨、決定される。 なお、「非公開」の議案については、幹事及び議題提案課等は退席</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1号議案（建築基準法第43条第1項ただし書の同意） （提案課） <ul style="list-style-type: none"> ※ 申請者、申請位置、申請要旨、許可事項、建築物概要（階数、敷地面積、延べ面積（容積率）、建築面積（建蔽率））、諸元表（区域区分、用途地域、防火指定、その他の地域地区等）を説明 <p>（質疑応答） （委員）相談地が接する空地は、基準時に3棟以上の建ち並びのある路線だということだが、「基準時に3棟以上の建ち並びのある路線であること」は、許可基準なのか。 （提案課）許可基準ではない。 （委員）許可基準でないのであれば、当該事実は、本件においてどのように</p>

議事	<p>評価されるのか。</p> <p>(提案課) 空地の状況説明として理解していただきたい。なお、以前は「基準時に3棟以上の建ち並びのある路線であること」は許可基準であった。</p> <p>(委員) 高速横浜環状南線の戸塚ICの完成後は、接道条件を満足する計画であるということだが、本件敷地が都市計画道路に接するようになるということか。</p> <p>(提案課) 本件敷地が都市計画道路に直接接するようになるわけではない。本件敷地と都市計画道路との間には高低差のある国有地があるが、この国有地が道路として整備され、本件敷地が接道規定を満たすことになる。</p> <p style="text-align: center;">「同意」される。</p> <p>2 第2号議案(審査請求・28建-4号) 建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求める審査請求の申立て</p> <p style="text-align: center;">(非公開)</p> <p>3 第3号議案(審査請求・28建-5号) 建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求める審査請求の申立て</p> <p style="text-align: center;">(非公開)</p> <p>4 第4号議案(審査請求・29建-1号) 建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく建築確認処分の取消しを求める審査請求の申立て</p> <p style="text-align: center;">(非公開)</p> <p>5 建築審査会包括同意に関する許可処分報告 (提案課) ※ 資料3にて報告</p> <p>(質疑応答) (委員) 敷地面積の最低限度に係る許可件数は増加しているのか。 (提案課) 許可件数は徐々に増加している。他の許可と比べて件数が多い案件である。 (委員) 敷地分割が増えていくと、街全体の雰囲気が変わってしまうような</p>
----	--

議事	<p>ことにもつながりかねないと思うが。 (提案課) 許可をするにあたっては、最低規模の8割の面積は満たさなければならぬので、それより小さい規模に敷地が分割されることはない。また、地区計画や建築協定において、敷地面積の最低限度に係る制限を強化している地域は、許可対象とならない。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 横浜市建築審査会傍聴規程の一部改正について (提案課) ※ 資料4にて報告</p> <p>(2) 会議録の確認 (平成29年7月21日開催分)</p> <p>「了承される。」</p>
資料	<p>1 許可申請概要書等 (第1号議案)</p> <p>2 審査請求書等 (第2号議案から第4号議案まで)</p> <p>3 建築審査会包括同意に関する許可処分報告書</p> <p>4 傍聴人名簿の廃止について</p> <p>5 会議録 (平成29年7月21日開催分)</p>
特記事項	なし

※ 本会議録は、平成29年10月20日、各委員に確認を得、確定しました。